

永平寺町公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 7 年 6 月 17 日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第 22 号

永平寺町公園条例の一部を改正する条例

永平寺町公園条例(平成 18 年永平寺町条例第 131 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

(公園施設)

第 6 条の 2 公園施設(町の管理する施設で使用させるものをいう。この条、次条及び第 14 条の 2 において同じ。)は、別表第 2 のとおりとする。

2 公園施設の使用日及び使用時間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

3 公園施設を使用しようとする者は、別に定める申請書を町長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(許可の基準)

第 6 条の 3 町長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 3 項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公園施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、公園施設の管理上支障があると認められるとき
第 9 条中「別表第 2」を「別表第 4」に改める。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(損害賠償)

第 14 条の 2 公園施設の使用により公園施設を破損し、又は滅失した者は、補修に要する額を弁償しなければならない。

別表第2を別表第4とし、別表第1の次に次の2表を加える。
別表第2(第6条の2関係)

公園施設が属する公園	公園施設
松岡公園	バーベキュー施設

別表第3(第6条の2関係)

公園施設名		使用日	使用時間
松岡公園	バーベキュー施設	4月1日から11月30 日まで	午前9時から午後4時30 分まで

附 則
この条例は、公布日から施行する。